

平成 22 年度 後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）または**普通徴収**（納付書または口座振替）によりお支払いいただいています。

平成 22 年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりとなりますのでご確認ください。

特別徴収の方

平成 22 年 4 月から特別徴収により保険料をお支払いいただきます。

※ 申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の方

平成 22 年 7 月から普通徴収により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間 18 万円未満の方や、介護保険料とあわせて保険料額が年金額の 2 分の 1 を超える方を除く）で、平成 21 年 4 月 2 日以降に 75 歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成 22 年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75 歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成 21 年 4 月 2 日～ 平成 21 年 10 月 1 日の間	普通徴収はありません	平成 22 年 4 月から（※）
平成 21 年 10 月 2 日～ 平成 22 年 4 月 1 日の間	平成 22 年 7・8・9 月	平成 22 年 10 月から

（※）本年 1 月 29 日までに、特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行っている方は、平成 22 年 7 月から普通徴収となります。

平成 21 年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成 22 年度は、7～9 月は普通徴収となり、10 月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

● 特別徴収されている方へ ● 口座振替へ変更することができます

後期高齢者医療保険料を特別徴収によりお支払いいただいている方、または新たに特別徴収によりお支払いいただく方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

なお、すでに申し出を行っている方は再度申し出の必要はありません。

所得の変更により保険料や一部負担金に変更となる場合があります

過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合があります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123